

2019年10月21日

(回答記入) 県議団

原発関連

原子力規制委員会 更田 豊志 様

内閣府特命担当大臣(原子力防災) 原田 義昭 様

- 1、 東海第二原発の再稼働、延長運転を認めないこと。自己資金で安全対策もできない日本原電に再稼働させないこと。
国のエネルギー政策に基づき、原子力規制委員会の審査に合格した原発は再稼働させる方針である。規制委員会が日本原電の「経理的基礎」についても審査を行い、クリアされている。
- 2、 福島第一原発事故を起こした東京電力が資金支援することを認めた社会的合理性を明らかにすること。
東電が行う廃炉と賠償への責任に貢献できるかという観点を基本とし、東海第二原発から低廉な電力を受電することは東電の経営に有効との経営判断がなされたと考える。
- 3、 「安全対策」の名目で進められる「再稼働のための工事」を中止させ、「テロの標的になり得る」原発は即刻廃炉にし、速やかで安全な廃炉作業に国が責任を持つこと。
全国で9基の原発が稼働しており、九州電力においては電気料金を引き下げるメリットも生まれている。
- 4、 原子炉立地審査指針において、「原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること」とある距離の基準と、人口密集地帯に東海第二原発を立地した根拠を明らかにすること。
旧原子力委員会において、「ある距離」とは「2万人シーベルト」を判断の目安とするとされていたが、現在の新規制基準においては立地指針そのものを審査に入れていない。
- 5、 首都東京に最も近い東海第二原発で過酷事故が起きた場合の、被害規模や賠償規模を試算し、明らかにすること。
世界最高水準の規制基準で安全対策を講じることとしており、試算などを行う考えはない。
- 6、 被害や損害が極めて大きい原発事故の刑事責任を問う法律を整備すること。
回答できる省庁はない。
- 7、 東海第二原発は、全国の原発の中で直下地震の発生回数が最多である。日本原電は「発電所敷地には、将来活動する可能性のある断層はない」としているが、「未知の活断層」の対策強化を含めて再評価すること。
規制基準では2通りの方法で耐震性を評価することが求められている。「原発周辺に存在する活断層による地震」と「未知の活断層による地震」による最大の揺れに対しての耐震性。
東海第二原発は、近くにある活断層が動いた場合の地震に備えた強い揺れを想定し、1009ガルの基準地震動に対して耐震性を備える。また、未知の活断層による評価は、2004年の北海道留萌地方地震ゲータで揺れを想定することとなるが、東海第二原発は再評価の必要性はない。
- 8、 大地震発生の場合、久慈川河口近くに立地する東海第二原発は、ヘドロを含んだ比重の大きい津波(黒い津波)が取水口や防潮堤を襲うことが十分予測される。日本原電がどのように海底のヘドロや土砂、ごみの堆積状況を調査したのか明らかにするとともに、対策を講じること。

茨城県が港湾内堆積物の調査を実施しており、これに基づき取水口やポンプのS A対策（シビアアクシデント対策）が講じられている。

- 9、日本原電と周辺6市村が締結した「新安全協定」における「実質的事前了解」について、「一つの自治体でも反対すれば、再稼働できない仕組み」だとする市村の立場を尊重すること。

事業者と自治体との協定について意見する立場にないが、自治体の信頼・理解は基本である。

- 10、原子炉建屋プールに貯蔵されている核燃料を、管理の容易性と経済性に優れているとされる乾式キャスクに移して、過酷事故のリスクを低減すること。核燃料が敷地内において長期保管とならず、計画どおり搬出されるよう対策を講じること。

使用済燃料対策に関するアクションプラン（2015年10月6日、最終処分関係閣僚会議）により、キャスク保管の導入を国として支援していく。

- 11、廃止決定した上で、段階に応じた実効性ある避難計画を自治体とともに策定すること。

再稼働や廃炉の有無にかかわらず、内閣府も市町村と一体となって避難計画の構築を図っていく。

- 12、日本原子力研究開発機構の再処理施設など、廃止決定した施設や保管核燃料の適正管理と速やかな廃止作業に対する監督責任を強化するとともに、予算と人員を確保すること。

再処理施設については、廃止措置期間を70年としており、当面、ガラス固化作業を令和10年までに終わらせるよう取り組む。

- 13、日本原子力研究開発機構の「常陽」を再稼働させないこと。

現在、原子力規制委員会において審査中である。

- 14、日本原電は、防潮堤と緊急時対策所設置のために保安林約8ヘクタールを解除し、数万本の松林を伐採する計画である。歴史的に貴重な保安林を保護するため、伐採は極力制限し新たな植林を求める。

この保安林は、「飛砂防備保安林」であり、茨城県において最低限の必要面積を解除許可したと聞いている。

厚労省 (1)

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

【国民健康保険・後期高齢者医療】

- 1、国保の都道府県化にあたって、政府は国保税を「標準保険料率」に統一していくことを要求している。さらに、法定外繰り入れをやめさせようとしているが、市町村独自の政策判断で行っているものであり、国の押しつけをやめること。

回答) 市町村は赤字削減解消計画を策定している。法定外繰入の計画的な削減と保険料の激変緩和の両面に対応をお願いしたい。子どもの均等割は、今後も地方と協議する。

【医療】

- 2、茨城県は人口10万人あたりの医師数が全国46位と少ない。筑波大学等の地域枠設定をはじめ、各種の医師確保策を進めているが、医師数を全国平均にするため医科大学新設を認めること。

回答) 将来は医師需要の減少が見込まれるが、令和3年度まで暫定的に学部定員を維持し、その後は医師の需給推計を再度行い検討する。

- 3、 公立・公的病院の統合再編の検討が必要として、茨城県の霞ヶ浦医療センター等4カ所が実名公表されたことに地域住民から不安の声があがっている。いずれも地域医療を懸命に守ってきた病院であり、病床削減ありきで統合再編することは県民の願いに逆行するものでありやめること。公立病院への財政支援を図ること。

回答) 病院の実名公表で、地域住民や地方団体、病院関係者から不安の声があがっている。地域ブロック毎の説明会を開催し、関東甲信ブロックは29日。地域医療を守るために病床をどうするか、問題提起のために公表した。医療費削減ありきで統合再編を強権的に行うものではない。

【高齢者福祉・介護保険】

- 4、 加齢性難聴者の補聴器購入への補助を制度化すること。

回答) 国の補助制度は障害者総合支援法に基づく補装具支給で対象は身体障害者手帳の交付者。支給対象の範囲は慎重に検討する必要がある、引き続き専門家の意見を聞き対応する。難聴が認知症の危険因子である可能性が指摘され、日本医療研究開発機構で3年間研究している。

- 5、 介護職員の処遇改善について、現行加算と特定加算の実施状況を調査・公表するとともに、利用者や市町村の負担増につながらないよう財政措置すること。

回答) 介護従事者の処遇状況等調査を実施し公表している。安定的で継続的な処遇改善のため介護報酬で実施しており、給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用している。財政措置は困難。

- 6、 主任介護支援専門員を管理者要件とする経過措置を延長すること。

回答) ケアプランの質高めるために管理者要件を設定。地域医療介護総合確保基金で受験者の研修費用の負担軽減し、土日や夜等開催方法の工夫を求めている。経過措置期限は令和3年3月。8月に実施した指定居宅介護事業所の実態調査を元に考える。

- 7、 ケアプラン有料化は行わないこと。ケアプランの報酬体系を見直すとともに、ケアマネージャーの独立性を保障するケアマネジメント報酬へ引き上げること。

回答) ケアプラン有料化は骨太方針2018で検討するとしている。昨年12月の新経済再生計画改革工程表では給付と負担のあり方を審議会で検討し、必要な措置を講ずるとされている。有料化は様々な意見があり、慎重に対応する。

《要望》・・・（これは要望項目として出したのみで、回答はありません。以下同様です。）

【国民健康保険・後期高齢者医療】

- 8、 国民健康保険税を引き下げること。年金生活者や非正規労働者が多く加入する国保の「構造問題」解決に向け、国庫補助金の増額を図るとともに、全国知事会等が一致して要求する1兆円の公費投入で国保税を引き下げること。
- 9、 国保加入の世帯人数にかかる均等割と各世帯に定額でかかる平等割が所得に関係なく賦課される仕組みによって重い負担を強いており、これを廃止すること。特に、子どもの均等割を国として免除する対策を講じること。
- 10、 国保税滞納への制裁である保険証取り上げと一方的な差し押さえをやめること。

1 1、後期高齢者医療制度の保険料と窓口負担の引き上げをやめること。

【医療】

1 2、被爆者援護の適用対象が被爆者本人に限られている。被爆2世等の健康被害が深刻に表れている中で、被爆者同等の援護を実現する法改正をすすめること。国として全国の実態の把握に努めること。

【高齢者福祉・介護保険】

1 3、要支援1・2の訪問・通所介護を保険給付に戻すこと。要介護1・2の訪問・通所介護や福祉用具の利用制限など介護とりあげは行わないこと。

1 4、介護職の技能と社会的地位を向上させるため、資格取得に国家試験を義務化すること。合わせて、深刻な介護福祉士不足を解消できるよう、養成校卒業者が速やかに資格取得できる支援を講ずること。

【子ども・子育て】

1 5、幼児教育・保育の無償化は、消費税増税分を財源とせず行うこと。0～2歳児を含め、保育料を完全無償化すること。その際、給食費の主食・副食も無料とすること。

1 6、保育士の賃金引き上げ等処遇改善加算をさらに拡充すること。

1 7、児童手当から学校給食費や保育料の滞納分を徴収可能とした法改定を見直すこと。

【年金】

1 8、年金生活者支援給付金の手続きについて、高齢者や障害者の負担を減らすために簡素化すること。

回答)9月上旬からはがき形式の簡易な請求書送付。氏名を書いて送り返していただくだけで請求手続きが可能。

【障害者福祉】

1 9、重度身体障害者入所施設の不足が深刻であり、施設整備を強化すること。

回答)市町村・都道府県はサービス必要量を見込んで障害福祉計画を策定、市町村が整備する。厚労省は社会福祉整備費で支援している。今年度69億円、来年度は概算要求で80億円。その他平成30年度の報酬改定で、日中サービス支援型の新しいタイプのグループホームをつくった。重度障害者が地域で暮らしていけるように支援していく。

【生活保護】

2 0、2018年4月以前の生活保護受給者についても、エアコン設置補助を支給するとともに、電気代として夏季加算を創設すること。

回答)生活保護では必要な費用は保護費のやりくりで購入していただく。一時扶助の対象にならない世帯は毎月のやりくりで購入していただく。必要に応じて福祉事務所で家計管理の助言指導や社協の生活福祉資金貸付の利用手続きを支援している。

電気代は生活扶助として必要な光熱費を見ている。平成26年度生保基準部会が冬期加算を検証し、1年間のどの時期に光熱費がどれだけ高くなるか調査した。結果は冬期が1年通して高かったが、夏は高い需要がなかった。夏期加算の創設は困難。

調査結果は平成 21～25 年度の家計調査を用いて検証した。直近のデータでやるべきとの要望も受けたので、次の改定に向けた基準部会への提案は適切にやっていきたい。

2 1、つくば市の級地指定を引き上げること。

回答) 級地の格差の検証はやっているが、級地自治体は昭和 62 年以降、枠組み変えていない。生保基準部会報告書でも同一級地区分内の消費実態に差が生じているのではないかと指摘されている。指摘を受け、消費支出等の地域差の現状分析、市町村別の消費支出の推計等の調査研究をしており、その成果を踏まえ保護級地の見直しを検討していく。

【その他】

2 2、水道管更新事業に対する国補助が受けやすくなるよう交付要件を見直すとともに、市町村の老朽管布設替えを推進ため補助率を引き上げること。

回答) 水道施設整備の耐震化は重要課題。昨年の災害を踏まえ閣議決定された防災減災国土強靱化 3 カ年緊急対策に基づき、水道整備と管路の耐震化の促進を集中的に推進している。今年度から水道管の管種を拡大する支援策を拡充。引き続き必要な予算を確保する。

水道事業は独立採算制を採用し、管路更新も含め料金でやるのが制度の大前提。料金が全国平均を超えたり、資本単価が高いなどの条件付きで補助対象を絞っている。対象拡大は国費の枠もあり、現行補助基準ですら、各事業体の要望通り補助できなかったが、ようやく満額補助できるようになった。何かできないか考えていきたい。

《要望》

【子ども・子育て】

2 3、国制度で子ども医療費無料化を実施すること。対象は入院・外来とも高校卒業までとし、窓口負担も所得制限もなしで行うこと。

2 4、小学生以上の医療費助成実施市町村への補助金カットをやめること。

2 5、保育料無償化の対象となる小規模保育園や企業主導型保育所、認可外保育施設は、国が示す指導監督基準によって「保育の質」の担保が義務づけられている。5 年間の猶予期間を待たずに早急な達成を指導すること。

2 6、認可保育所を増設し、潜在的待機児童を含めてゼロにすること。

2 7、保育士配置基準の改善について、特に、新制度により予定されていた 4・5 歳児の配置改善加算が未実施となっており、早急に実施すること。

2 8、学童保育を増設し、待機児童を解消すること。支援員を複数配置し、有資格者の配置を『従うべき』基準に戻すこと。補助単価の改善で支援員の処遇改善をすすめること。

2 9、子どもの貧困対策を拡充すること。子ども食堂や学習支援事業への補助を強化すること。

3 0、児童手当支給を 18 歳まで拡大すること。

3 1、児童扶養手当を拡充するとともに、公的年金との併給を認めること。

3 2、児童虐待に対応する児童相談所の相談・支援体制を抜本的に拡充すること。児童福祉司等専門職の増員と

養成、児童相談所・一時保護所を増設すること。

【年金】

- 33、低年金者の底上げを図るため最低保障年金制度をつくること。「マクロ経済スライド」を廃止し、減らない年金にすること。

【障害者福祉】

- 34、点字ブロックや音響式信号機の整備について関係機関に働きかけること。
35、停電時に在宅で人工呼吸器等を稼働する発電機の購入費補助を実施すること

【生活保護】

- 36、実態に即して車の保有を認めること。特に、母子家庭の保育所送迎や障害者の通院などに配慮すること。
37、生活保護受給を抑制している扶養義務調査はやめること。
38、福祉施策全般を後退させる生活保護基準の引き下げは行わないこと。
39、老齢加算を復活すること。

【その他】

- 40、食品添加物等の基準緩和を行わないこと。ゲノム編集食品等の商品表示を義務化すること。

台風19号関連

《農林水産省での台風関連》

- 1、水田活用の直接支払い交付金について、資料米の標準単収値を引き上げるなどの措置により、交付金が減額しないようにすること。

(回答) (初めにこの制度を説明し) 作況によって上乘せ調整を今後行う予定だ。

《国土交通省関連》

【河川】

- (1) 国管理的那珂川3カ所(常陸大宮市野口・下伊勢畑、那珂市下江戸)、久慈川3カ所(常陸大宮市富岡・塩原・下町)で堤防決壊が起きたとされるほか、越水も多数発生した。決壊や越水の原因究明を早急に行い、その結果を住民に分かりやすく公表すること。とくに、いまだ浸水原因が示されていない水戸市下国井町と田谷町地域について、どの河川からの浸水であるのか明らかにすること。

(回答) 管理する関東地方整備局において、堤防決壊の原因究明と復旧に向けて10月16日に「那珂川・久慈川堤防調査委員会」(専門委員5名)を設置し、18日に決壊箇所の現地調査を実施。2015年鬼怒川決壊のときと同様、今後、報告書を公表することとなる。(鬼怒川の際は公表まで1ヶ月半かかった)

- (2) 国管理河川と県管理河川が合流する地点や下流域において、大規模な浸水被害が起きている。那珂川流域の桂川、藤井川、西田川、田野川、境川の合流地点での水害対策について、課題を明らかにし再発防止すること。
(3) 那珂川・久慈川の本県区間堤防は、那珂川で約5割、久慈川で約3割しか整備されておらず、早急に整備すること。

- ① 那珂川の堤防整備計画のない水戸市下国井町約2kmの無堤防部分に築堤すること。あわせて、すでに築堤済み区域において越水が起きていることから、堤防の設計を見直し改善をすすめること。
- ② 那珂川流域の水戸市渋井町、吉沼町、大野地区の浸水実態や原因究明をすすめ、再発防止策を明確にすること。
- ③ 那珂川御前山地域の堤防整備状況を示すとともに、機能強化を図ること。

(回答) 上記、すべて氾濫や越水の原因を究明し、県などと調整を図り、対応を検討していきたい。現況では、河川整備計画にもとづき、今後20～30年後の目標を明確にして整備や実施内容を定めている。

- ④ 久慈川常陸大宮市富岡・塩原の堤防決壊は、古くからの土堤が原因とも考えられる。越水、堤防掘削、決壊に至る今回の事態を教訓にして、堤防内側、外側を防水し堤防頂点に杭を打つアーマレビー工法による、より強固な堤防建設をすすめること。

(回答) 国としては、これまで通り「土堤原則」の考えに変わりはない。

- (4) 利根川下流の波崎地区で無堤防区間から水があふれ出し、床下浸水をはじめ、通行止めなど大きな被害がでた。その原因は10数年前から要求し始まった堤防工事が、いまだに完成していないことにある。異常気象が続く中、実態をつぶさに調査し、一刻も早く堤防の工事、水害対策を行なうこと。

(回答) 利根川下流は2004年水害と2011年津波でそれぞれ被害があり、対応を検討していく。

- (5) ダムの緊急放流について、事前放流や水位調節などの運用マニュアルを分かりやすく示すとともに、流域住民への避難指示のタイミングや自治体への情報提供のあり方を改善すること。夜中になって避難指示が出されても、適切な避難場所までたどり着けない住民が生まれるほか、自宅2階での避難を余儀なくされる。

(回答) 台風19号に伴い全国139ダムで洪水調整を行い、そのうち6ダムで緊急放流(異常洪水時防災操作)を実施した。放流は降雨量で決まってくるため、放流時間や放流量は調節できない。よって、ダム管理者は、自治体に早めに情報を出すことが重要となる。洪水を防ぐには、ダムにも限界がある。

【JR水郡線】

福島県側も含め、JR水郡線の早期復旧を。鉄橋が流され区間普通の状態です。大子町内から町外へ通っている生徒180名、町内通学40名、その他通勤でも利用しています。代替バスのきめ細かな運行、増便を。15日から大子～大宮間1便が運航されているが通学時間を含め現状を満たしていません。

(回答) 崩落・流出した第6橋梁の河川区間は県管理。現在不通となっている常陸大宮駅～郡山駅区間のうち、常陸大宮駅～西金駅と常陸大子駅～郡山駅は11月1日再開予定。残りの西金駅～常陸大子駅間は復旧に1年以上かかる見通し。よって、代替バスを朝・昼・夕に往復運行して対応する。

≪内閣府防災関連≫・・・(内閣府関連は急ぎよ、回答者が来ずに内閣府国会担当が聞き取った)

(1) 避難指示について

「夜中の3時に避難指示が出され、真っ暗な中避難しました。事前にわからなかったのか」等、避難指示について不満の声が多く出されている。高齢者や子ども、障害者などの安全第一を図った避難指示に改善すること。

(2) 避難所の運営の改善について

「マットレスが他の避難所より薄かった。毛布が圧縮袋で密閉されており開けるのが大変だった」「避難所には約300人が避難したが、100人分の食料しかなく配れないでいた。当初から避難受入れ最大数を見越した食料の備蓄をして欲しかった」など、避難所の運営に市町村はたいへん苦勞しています。

- ①床上浸水に至った場合、長期にわたる避難が予想されます。旅館・ホテルも避難所とみなす「みなし避難所」を認めること。公営住宅やURの空き室、空き家を仮設住宅として認めること。
- ②利根町には避難所用のテントは10張しかない。プライバシーを守るパーティションテントを、避難される世帯数用意すること。
- ③避難者が一週間は暮らせるだけの飲食物などの備蓄品を用意すること。利根町の備蓄品は人口16,000人のうち1,000人が3日間過ごせるだけの量しか用意されていない。
- ④「毎日1万歩ほど歩く仕事をしているが、避難所の体育館では座っているしかなく体調がすぐれない」という声を聞いている。避難所に保健師、医師を派遣し健康管理に万全を図ること。
- ⑤「国道沿いの築50年の家なので屋根が飛ばないか心配で避難した」「水が上がっていないか心配だったが、何の情報もなく心配だった」という声が多く聞かれた。避難所では随時、災害の情報を伝えること。
- ⑥「近所の人から『避難所は茨城計算センター（屋外の一時避難場所）よ』と言われた」「学校裏門の鍵が閉まっており入れず、雨に打たれながら正門にたどり着いた」との声を聞いた。正しい避難場所の情報を伝えること。
- ⑦避難所の空調設備への支援をはかること。

(3) 住宅の修繕について

被災者の方から「水が引いてから自宅に戻ると床上浸水になっていた。掃除などがたいへんだった。お金はない。今後、どうしていったらよいかわからない」という声が多く出されています。他にも「外壁が崩れた」「倉庫の瓦が飛ばされた」「自宅屋根の瓦が飛ばされた」「電線に竹が引っ掛かった」「電柱が傾いた」「倒木が多数」「学校体育館の雨漏り」など多数の声がよせられています。

- ①被災された方に何の責任もない。被災された方の立場に立った相談窓口を開設すること。
- ②応急修理、住宅のリフォーム費用など被災者の負担が生じないよう制度を確立すること。住宅は断熱材を通じて床上1センチメートルの浸水でも天井まで水が上がっています。床上浸水は大規模半壊とし、生活再建支援金、住宅応急修理を認め補助額を引き上げること。修繕をし支払いをした場合も写真などで支援を行うこと。
- ③現行の支援制度は自治体を通じて被災者に徹底すること。

(4) 防災機器

- ①「風雨が強く防災放送では聞き取れない」「行政は防災メールの登録をとるばかり」という声が多く聞かれた。個人宅用防災ラジオや防災放送への支援を行なうこと。

(5) 避難所

- ・ ① J A 農業教育研修センターを避難所に位置づけていただきたい。

環境省

【再生可能エネルギー】

再生可能エネルギーの設計基準等について、経済産業省・資源エネルギー庁新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループにおいて、これまで17回の会議を開き、事業用低圧太陽光発電設備を対象に仕様の設定・原則化と、太陽光設備の斜面設置時に関する技術基準の見直しを論議している。

発電施設設置に、地方自治体や地元住民の同意を必要とすることなどは、各自治体の条例で定めるべきものと考ええる。

これまでに事業認可した発電設備については、資源エネルギー庁のホームページで公表している。

※ 「事業計画認定情報 公表用ウェブサイト」 <https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo>

Excel データ（発電事業者名・代表者名・住所・電話番号、設備区分、発電出力、発電設備の所在地、太陽電池の合計出力、新規認定日、廃棄費用の積立状況の情報あり）

【プラスチックごみ】

プラごみに関して4つの課題があると考える。①海洋プラ・マイクロプラ問題、②プラ代替素材の研究開発、③中国の輸入禁止に端を発したプラごみ出口問題、④プラ焼却によるCO2発生問題。

そのうち、③に関してプラスチック容器包装の3R推進（リデュース、リユース、リサイクル）に続き、今年5月の環境省「プラスチック資源循環戦略」において「リニューアブル（使い捨てプラスチックから脱却し、持続可能な原料への置き換え）」を位置付けた。

現状では、プラスチックリサイクル全体の中で、マテリアル・ケミカルリサイクルが1/4、サーマルリサイクルが2/4、単純処理・埋立が1/4となっている。

プラごみを緊急的に受け入れ処分する市町村に対して、産業廃棄物と同様に「受け入れる際には、排出事業者責任などを勘案し処理費用を徴収するなど市町村財政に負担をかけないこととする」旨の通知（2019年5月20日・廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について）を出した。